

沢内北部地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
西和賀町	平成25年3月25日	令和3年3月31日
対象地区名(地区内の集落名)		
貝沢地区、若畑地区		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	390.33	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	242.87	ha
③ ②のうち地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	88.12	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.52	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.00	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

(貝沢地区) 低利用水田となっている面積が10ha弱あり、区画整備されていない圃場が多く農道が狭い個所もあり大型機械での作業が困難である。また地域全体として後継者、担い手がいない農家が増加傾向にある。
(若畑地区) 当地区の農業従事者は、高齢化・担い手不足が進んでおり、現在は耕作しているが、今後水稲作付の中止や耕作放棄地が増えてくることが予想され、法人や集落営農組織、担い手による大規模化・集約化が課題である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

低利用の水田、農地を近隣農家との集積調整した中で担い手への作付け誘導を行う。(貝沢地区)
現状を維持しながら、新規就農者や定年退職者の農業就農への誘導を図り減少傾向を食い止める。(貝沢地区)
地元の担い手や集落営農組織による大規模化・集約化の拡大により低コスト化を図り、反収向上、品質向上に努めるとともに個人経営の支援も重視していく。(若畑)
そば、大豆の連作障害回避のために輪作体系を実施し、集落営農組織「Big Ambitious village」(以下 BAV)、(株)高下農産、(株)雪国銀河農産による土地利用型の作物について連携しながら規模拡大、集約化に取り組む。(若畑)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	
<p>(貝沢地区) ・低利用となっている農地を農地中間管理機構を活用し利用促進を図る。</p> <p>(若畑地区) ・集落営農組合や地域の担い手を中心として尚一層の生産活動の活性化を図り、地域農業関係組織が相互に連携を深めながら活動を展開し、農地中間管理機構を積極的に活用することにより、農地集積、集約を進めていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>	
(2) 耕作放棄地の解消・再生利用	
<p>(貝沢地区) ・現状を把握し、農地に合わせた転作事業等を地域の中で検討し、情報を共有する。また、中心経営体が耕作放棄地となりうる農地の集積、集約化により、解消及び利用促進を図る。</p> <p>(若畑地区) ・多面的機能支払い交付金による「農地・水環境保全会」や中山間地域等直接支払い交付金の活用による協定により「農地維持事業」や「共同活動事業」、「長寿命化事業」に取り組み水田フル活用を進め、令和5年までに低利用の管理水田を減少させる。</p>	
(3) 鳥獣被害防止対策の取組	
<p>(貝沢地区) ・鳥獣被害防止対策として、各種会議等を活用し情報を共有する。</p> <p>(若畑地区) ・地域による鳥獣害対策の集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1)経営体数 (実数)

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	21 人	2 法人
② 認定新規就農者	0 人	0 法人
③ 集落営農組織	2 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	10 人	0 法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2)農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	205.64 ha	390.33 ha	52.68 %
今後	215.64 ha	390.33 ha	55.24 %